

(別紙)

漁業法第 31 条に基づく「くろまぐろ」の漁獲量の公表について

漁業法第 31 条に基づき、本県の漁獲量を公表します。

令和 7 年 6 月 2 日
長崎県知事 大石 賢吾

1. 特定水産資源の種類

くろまぐろ (30kg 以上の大型魚) (以下、「大型魚」という。)

2. 管理期間

令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月まで

3. 対象となる海区

対馬海区

4. 対馬海区の大型魚割当量に対する漁獲量の率

(6 月 2 日までの暫定値)

83.1%

〔	対馬海区の大型魚漁獲量	：	27.325 トン	〕
	対馬海区の大型魚割当量	：	32.875 トン	

5. 対馬海区の大型魚割当量に対する漁獲量の状態

7 割を超過 (令和 7 年 6 月 2 日集計時点)